

Tax

Issue P377 – 2023 年 8 月 10 日
日本語翻訳版

Tax Analysis

「商用暗号管理条例」の改正 商用暗号の輸出入許可管理の更なる 明確化

Authors :

Zhang, Dolly

Partner

Tel : +86 21 6141 1113

E-mail : dozhang@deloitte.com.cn

Kong, Sherry

Manager

Tel : +86 22 2320 6540

Email : shkong@deloitte.com.cn

Xie, Sylvia

Manager

Tel : +86 21 2316 6753

Email : syxie@deloitte.com.cn

2023 年 5 月 24 日、国務院は改正後の「商用暗号管理条例」（以下、「新「条例」」）を公布した。新「条例」は、1999 年に公布された「商用暗号管理条例」に対する初の大規模な改正である。既存の「暗号法」、「輸出管理法」、「技術輸出入管理条例」などの制度を踏まえて、新「条例」はその他の法律法規との整合性を改善し、特に商用暗号の輸出入管理の適用範囲、許可証管理手続き、税関通関・検査要件などを明確・詳細にし、商用暗号の輸出入管理に指針を提供した。新「条例」の施行は 2023 年 7 月 1 日に開始した。

商用暗号は社会生活の各分野に広く運用されており、関連技術は電力、通信、交通、電子政務、金融、租税などの重要情報インフラに広く応用されている。製品形態としては、チップ、PCB カード、暗号化装置、偽造防止システム、データベース暗号化システムなどのハードウェアとソフトウェアが挙げられる。商用暗号の応用及び管理の規範化は、中国のサイバーセキュリティ及び情報セキュリティの保障、公共安全及び公益の維持、商用暗号産業の発展の促進に大きく寄与し、各市场主体に影響を及ぼす。本 Tax Analysis では、貿易コンプライアンスの観点から、新「条例」における商用暗号の輸出入管理に関する内容について、概要分析を行う。

商用暗号の定義

新「条例」で言う「商用暗号」とは、特定の変換方法によって**国家機密に属さない情報**などの暗号化・保護、セキュリティ認証を行う**技術、製品及びサービス**を指す。

「商用暗号」の定義は、改正前の「条例」では、関連する暗号技術及び暗号製品に限られていたが、新「条例」では、関連するサービスも対象範囲に含まれている。

2019 年に公布された「暗号法」は、「暗号」を「特定の変換方法によって情報などの暗号化・保護、セキュリティ認証を行う技術、製品及びサービス」と定義している。また、暗号を核心暗号・普通暗号・商用暗号に分け、「商用暗

号」を「国家機密に属さない情報の保護に使用される暗号」と規定している。従って、新「条例」における「商用暗号」の定義は、その上位法である「暗号法」と一致している。

商用暗号の輸出入

2019年に公布された「暗号法」では、関連する商用暗号の輸入許可及び輸出管理について、原則的な規定が定められている。2020年12月、商務部、国家暗号管理局、税関総署は共同で「商用暗号輸入許可リスト、輸出管理リスト及びその管理措置に関する公告」（商務部、国家暗号管理局、税関総署公告2020年第63号。以下、「63号公告」）を公布し、これにより、関連する商用暗号の輸出入許可管理は常態化した行政管理措置となった。これを踏まえて、新「条例」は商用暗号の輸出入許可管理要件をより一層明確化・詳細化した。

1. 商用暗号の輸出入管理の適用範囲

新「条例」の規定によると、ある商用暗号の輸出入に許可証制度が適用される場合、当該商用暗号の通過・中継・通運・再輸出、中国国外と総合保税區などの税関特殊監督管理区域との間での出入り、又は国外と輸出監督管理倉庫、保税物流センターなどの保税監督管理場所との間での出入りも、許可証制度の適用対象となる。この規定は、「輸出管理法」第45条の管理対象品目の範囲に関する説明とほぼ同じである¹。

2. 商用暗号の輸入許可リスト及び輸出管理リスト

商用暗号の輸出入は、リストに基づき許可証管理を行う必要がある。国家安全、社会公益に関わり、且つ暗号化・保護機能を有する商用暗号は、商用暗号輸入許可リストに掲載され、輸入許可管理の対象となる。国家安全、社会公益、又は中国が負う国際的義務に関わる商用暗号は、商用暗号輸出管理リストに掲載され、輸出管理の対象となる。上記のリストは、國務院所属の商務所轄機関、国家暗号管理局、税関総署が共同で作成・公布する。

前述の通り、63号公告に伴い、「商用暗号輸入許可リスト」及び「商用暗号輸出管理リスト」が公布された。その後、この2つのリストは「両用物品・技術の輸出入許可証管理目録」（以下、「目録」）に組み入れられた。リストに記載された品目の輸出入に許可証管理が適用され、関連する輸出入事業者は法律に従い、両用物品・技術の輸出入許可証を申請しなければならない。

輸入について、2023年版「目録」によると、中国は暗号化電話、暗号化ファクシミリ、高性能暗号化装置（暗号化カード）、高性能暗号化VPN設備の4つの商用暗号製品に対して、輸入許可管理を実施し、両用物品として管理を行う。

輸出について、中国の商用暗号輸出管理の範囲は比較的広く、2023年版「目録」の商用暗号輸出管理リストに、セキュリティチップ、暗号化装置（暗号化カード）、暗号化VPN設備、暗号鍵管理製品、暗号専用設備、量子暗号設備、暗号分析設備などのシステム、設備と部品、暗号の研究・生産設備、暗号の試験検証設備、前述の品目に関連するソフトウェアと技術などが掲載されている。

3. 大衆消費類製品の商用暗号管理

For more information, please contact :

Tax & Business Advisory Indirect Tax Services National Leader

Lily Li
Partner
Tel : +86 21 6141 1099
E-mail : lilyxcli@deloitte.com.cn

National Deputy Leader Shu Tian

Partner
Tel : +86 10 8534 2338
E-mail : shutian@deloitte.com.cn

Customs and Global Trade Services Northern China

Yi Zhou
Partner
Tel : +86 10 8520 7512
E-mail : jchow@deloitte.com.cn

Eastern China

Liqun Gao
Partner
Tel : +86 21 6141 1053
E-mail : ligao@deloitte.com.cn

Southern China

Janet Zhang
Partner
Tel : +86 20 2831 1212
E-mail : jazhang@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang
Partner
Tel : +86 23 8823 1208
E-mail : ftang@deloitte.com.cn

¹ 「輸出管理法」第45条 本法の関連規定は、管理対象品目の通過・中継・通運・再輸出または保税區、輸出加工區などの税関特別監督管理区域及び輸出監督管理倉庫、保税物流センター等の保税監督管理場所から国外への輸出に適用される。

「暗号法」第 28 条及び新「条例」では、「大衆消費類製品に応用される商用暗号については、輸入許可管理及び輸出管理を実施しない」と明確に定められた。これは、国際的慣行に倣った規定であり、商業貿易への影響を大幅に軽減することができる。

国家暗号管理局の解釈によると、大衆消費類製品に応用される商用暗号とは、民衆が個人使用を目的として制限を受けずに通常の小売チャネルを通じて購入でき、且つその暗号機能を簡単に変更できない製品又は技術である。対象となる製品又は技術の具体的な範囲について、現時点では参照可能なリスト又は目録がなく、実務上、アクセスチャネル、使用目的及び機能に基づき判断する必要がある、輸出入事業者にとって、コンプライアンス上の問題に繋がる可能性がある。「大衆消費類製品に応用される商用暗号」の定義と規定の明確化は、新「条例」の施行に向けた研究内容の 1 つであるという見解がある。

4. 商用暗号の輸出入許可証

リストに掲載されている商用暗号品目について、輸出入事業者は輸出入許可証を申請し、輸出入段階で税関に輸出入許可証を提示し照合を受け、国の関連規定に基づき通関手続きを行わなければならない。

4.1 輸出入許可証の申請

輸出入事業者がリストに掲載されている商用暗号品目の輸出入に従事する際、省レベルの商務所轄機関を通じて商務部に両用品・技術輸出入許可申請表を記入した上で提出する必要がある。新「条例」では、許可証の申請に必要な文書は申請者の法定代表者、主要経営管理人員及び担当者の身分証明書、契約書或いは協議書の副本、商用暗号の技術的説明、エンドユーザーと最終用途証明書などを含むと規定されている。

國務院所属の商務所轄機関と国家暗号管理局は、商用暗号に関する輸出入許可証の申請について共同で審査を行い、申請受付日から 45 営業日以内に許可の可否を決定する。商用暗号が国家の安全、社会公益、または外交政策に重大な影響を及ぼす場合、特別な手続きが適用され、國務院所属の商務所轄機関と国家暗号管理局などが共同で國務院に報告し、國務院の許可を受ける必要がある。この場合、審査期限に 45 営業日の制限が適用されない。

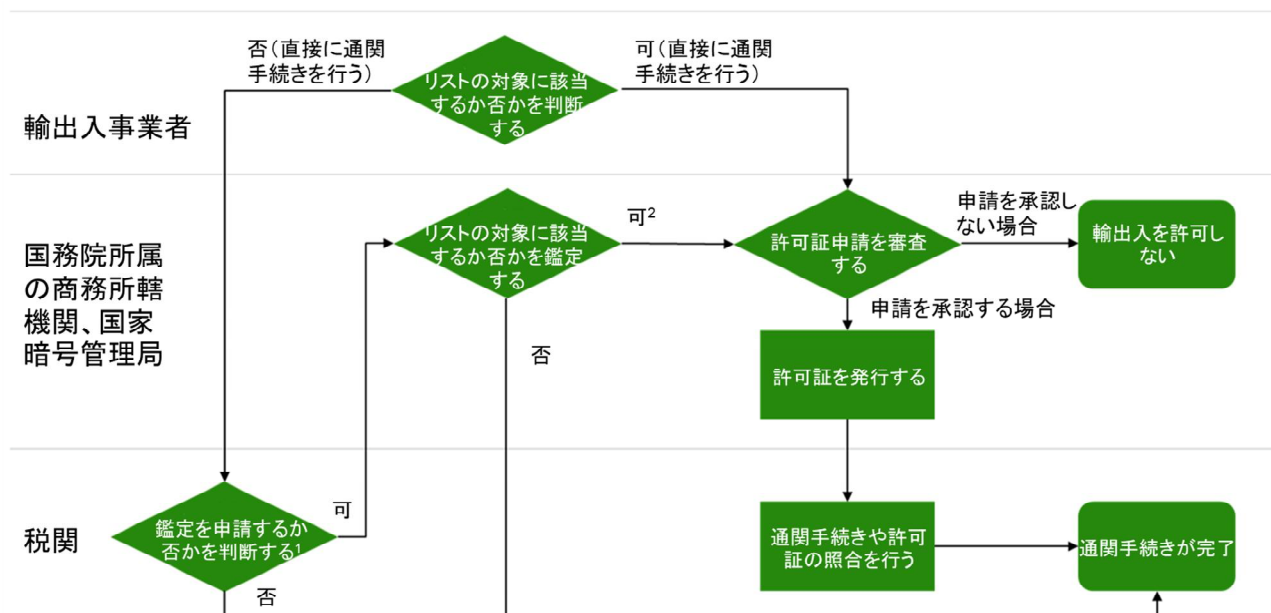
審査を経て許可を受ける場合、商務部より両用物品・技術の輸出入許可証が発行される。

4.2 輸出入許可証を提示し照合を受ける

輸入または輸出段階において、輸出入事業者は、税関に輸出入許可証を提示し照合を受け、国の関連規定に基づき通関手続きを行わなければならない。

輸出入事業者が税関に輸出入許可証を提示せず、且つ輸出入物品が商用暗号の輸入許可リストまたは輸出管理リストの対象に該当する可能性があることを示す証拠が存在する場合、税関は、輸出入事業者に質疑を行う必要があり、國務院所属の商務所轄機関に鑑定を申請することができる。その後、税関は鑑定の結果に基づき、法に従い適切な措置を取ることができる。鑑定または質疑期間において、税関は当該輸出入物品の通関を許可しない。留意点として、税関総署密輸取締局は、商用暗号の密輸の疑いがある行為に対して立案調査を行う権限を有している。

関連する手続きは下図の通りである。



¹輸出入物品がリストの対象に該当する可能性があることを示す証拠が存在する場合、税関は、輸出入事業者に質疑を行う必要があり、国务院所属の商務所轄機関に鑑定を申請することができる。説明の便宜上、上図に税関の質疑への対応手続きが含まれていない。

²輸出入事業者は許可証申請を提出する必要がある。

5. 商用暗号輸出入管理機関

新「条例」は、輸出入許可証の申請、審査、発行、および提示などの段階について、商用暗号の輸出入に対する監督管理における各管理機関の職責を明確に規定している。具体的には以下の通りである。

国务院所属の商務所轄機関——主にリストの作成と公布、輸出入許可証の申請受理、審査と発行を担当する。実務において、商務部所属の産業安全と輸出入管理局が関連業務を担当する。また、「条例」に違反する商用暗号の輸出入行為に対して、法律法規に基づき処罰を与える。

国家暗号管理局——主に国务院所属の商務所轄機関及び税関総署と共同でリストを作成し、公布する。また、国务院所属の商務所轄機関と共同で商用暗号の輸出入許可申請を審査する。

税関——税関総署は国务院所属の商務所轄機関及び国家暗号管理局と共同でリストを作成し、公布する。商用暗号輸出入事業者から提示された輸出入許可証を審査し、法に基づき質疑を行い、国务院所属の商務所轄機関に鑑定を申請する。「条例」に違反する商用暗号の輸出入行為に対して、法律法規に基づき処罰を与える。

6. 輸出入関連規定への違反による法的責任

「暗号法」第 38 条及び新「条例」第 58 条によると、輸入許可と輸出管理に関連する規定に違反して商用暗号を輸出入する場合、国务院所属の商務所轄機関または税関が法律法規に基づき処罰を与える。

上記の機関は、主に「税関法」、「輸出管理法」、「技術輸出入管理条例」、「税関行政処罰実施条例」などの法律法規を法的根拠として、商用暗号輸出入の監督管理を行っている。商用暗号の不正な輸出行為について、商用暗号の輸出は「輸出管理法」と「技術輸出入管理条例」の両方の制約を受けるため、商用暗号の輸出事業者は関連する法律法規に注意を払う必要がある。

「輸出管理法」

第 33 条、第 34 条によると、輸出事業者が管理対象品目の輸出経営資格を取得せずに管理対象品目の輸出業務に従事する場合、輸出事業者が許可を得ずに管理品目を輸出する場合、または輸出許可証で定めた許可範囲以外の管理品目を輸出する場合、情状に応じて以下の処罰を与える。

- 警告を与え、違法行為の停止を命令し、違法所得を没収する。
- 違法売上高がない又は 50 万人民币元に満たない場合、50~500 万人民币元の罰金に処する。
- 違法売上高が 50 万人民币元以上である場合、違法売上高の 5~10 倍の罰金に処する。
- 重度の違反である場合、業務停止と業務改善を命令する。場合によっては、管理品目の輸出経営資格の取り消しを行う。

「技術輸出入管理条例」

第 43 条、第 44 条によると、許可を得ずに輸出入制限に該当する技術を輸入または輸出する場合、または許可範囲以外の輸出入制限に該当する技術を輸入または輸出する場合、「刑法」に掲載された密輸罪、不法経営罪、国家機密漏洩罪またはその他の罪に関する規定に従って刑事責任を問う。

刑事罰に至らない程度の違反である場合、情状に応じて「税関法」の関連規定に基づき処罰を与え、または国務院所属の対外経済貿易所轄機関が警告を与え、違法所得を没収し、違法所得の 1 倍以上 5 倍以下または 3 倍以下の罰金に処する。

国務院所属の対外経済貿易所轄機関は関連事業者の対外貿易経営許可を中止し又は取り消すことができる。

商用暗号輸出入コンプライアンスの重要性及びアドバイス

中国企業、特に電気通信や金融などの業界に所属する企業は、越境ビジネスの展開、海外進出に関する製品や技術サービスの提供において、越境ビジネスにおける商用暗号コンプライアンス上の挑戦に直面する可能性がある。また、商用暗号の輸入許可や輸出管理に関連する法律法規を把握できず、越境ビジネスで使用される商用暗号に対する輸入許可や輸出管理の状況を正確に判断できない場合、コンプライアンス違反のリスクに直面する可能性がある。

商用暗号の輸出入事業者へのアドバイスは、以下の通りである。

取り扱っている商用暗号が許可証管理の対象に該当するか否かの正確な判断

商用暗号の輸出入許可管理制度へのコンプライアンスを確保するために、輸出入事業者は取り扱っている物品が商用暗号の輸入許可リスト及び輸出管理リストの対象に該当するか否かを正確に判断する必要がある。留意点として、輸出する物品が輸出管理リストの対象に該当するか否かを判断する際に、リストに掲載された HS コードは申請の参考程度に留めて、リストに掲載された商品名称及び説明を判断の根拠とする必要がある。輸出管理リストに対応する HS コードが記載されていない場合、または輸出入事業者による実際の申請における HS コードが輸出管理リストに掲載されている HS コードと異なる場合においても、輸出入事業者は依然として関連する輸出物品に対して輸出許可を申請する必要がある。

なお、輸出事業者は「中国輸出禁止・輸出制限技術目録」に記載された暗号技術と自社の技術輸出プロジェクトを照合し、スクリーニング検査と識別を行う必要がある。

クロスボーダー貿易に関する企業の内部統制コンプライアンス体制の構築

効果的な内部統制管理体制の構築は、輸出入事業者が自主的にコンプライアンスリスクを監視し管理する手助けになる。商用暗号の輸出入における内部統制管理について、輸出入事業者は以下の内容に重点的に注意を払う必要がある。1) 管理対象製品、技術、サービスの越境移転プロセス、2) 商用暗号の輸出入許可証の申請・審査プロセス、3) 暗号技術に関連する資料の保管・管理プロセスなど。

関連機関の職責と法執行の動向への注目

輸出入事業者が関連する管理機関の職責と法執行の動向を適時に把握できれば、自身のコンプライアンス能力を向上させることができる。輸出入事業者は、権威ある行政機関が公布した具体的な事例と質疑応答、及び同業界の製造業者や輸出入事業者による申請の受理・承認の動向に注目することが推奨される。

デロイト中国税関・国際貿易サービスチームは、引き続き関連する動向に留意し、情報の更新や評価を適時提供いたします。

Tax Analysis is published for the clients and professionals of the Hong Kong and Chinese Mainland offices of Deloitte China. The contents are of a general nature only. The contents are of a general nature only. Readers are advised to consult their tax advisors before acting on any information contained in this newsletter. For more information, please contact:

China

Victor Li

Tax Managing Partner
Tel : +86 755 3353 8113
Fax : +86 755 8246 3222
E-mail : vicli@deloitte.com.cn

Northern China

Xiaoli Huang

Partner
Tel : +86 10 8520 7707
Fax : +86 10 6508 8781
E-mail : xiaolihuang@deloitte.com.cn

Eastern China

Maria Liang

Partner
Tel : +86 21 6141 1059
Fax : +86 21 6335 0003
E-mail : mliang@deloitte.com.cn

Southern China

Jennifer Zhang

Partner
Tel : +86 20 2885 8608
Fax : +86 20 3888 0115
E-mail : jenzhang@deloitte.com.cn

Western China

Frank Tang

Partner
Tel : +86 23 8823 1208
Fax : +86 23 8857 0978
E-mail : ftang@deloitte.com.cn

About the Deloitte China National Tax Technical Centre

The Deloitte China National Tax Technical Centre ("NTC") was established in 2006 to continuously improve the quality of Deloitte China's tax services, to better serve the clients, and to help Deloitte China's tax team excel. The Deloitte China NTC prepares and publishes "Tax Analysis", etc. These publications include introduction and commentaries on newly issued tax legislations, regulations and circulars from technical perspectives. The Deloitte China NTC also conducts research studies and analysis and provides professional opinions on ambiguous and complex issues. For more information, please contact:

China National Tax Technical Centre

E-mail : ntc@deloitte.com.cn

Northern China

Julie Zhang

China National Tax Technical Centre
Partner
Tel : +86 10 8520 7511
Fax : +86 10 6508 8781
E-mail : juliezhang@deloitte.com.cn

Eastern China

Kevin Zhu

Partner
Tel : +86 21 6141 1262
Fax : +86 21 6335 0003
E-mail : kzhu@deloitte.com.cn

Western China

Tony Zhang

Partner
Tel : +86 28 6789 8008
Fax : +86 28 6317 3500
E-mail : tonzhang@deloitte.com.cn

Southern China (Mainland)

German Cheung

Director
Tel : +86 20 2831 1369
Fax : +86 20 3888 0115
E-mail : gercheung@deloitte.com.cn

Southern China (Hong Kong)

Chik, Doris Wai Chi

Director
Tel : +852 2852 6608
Fax : +852 2543 4647
E-mail : dchik@deloitte.com.hk

JSG Tax team

華北地区

北京

浦野 卓矢

Partner
Tel : +86 10 8512 5524
Email : turano@deloitte.com.cn

華東地区

上海

板谷 圭一

Partner
Tel : +86 21 6141 1368
Email : kitaya@deloitte.com.cn

華東地区

上海

中野 隆正

Senior Manager
Tel : +86 21 3313 8800
Email : tnakano@deloitte.com.cn

華南地区

廣州

左 迪

Partner
Tel : +86 20 2831 1309
Email : ezuo@deloitte.com.cn

If you prefer to receive future issues by soft copy or update us with your new correspondence details, please notify Deloitte CN, Marketing by email at cimchina@deloitte.com.hk

デロイトについて

Deloitte China（デロイト中国）は、中国の改革开放と経済発展に貢献するリーディングカンパニーとなることを長期的なコミットメントとし、統合的なプロフェッショナルサービスを提供しています。デロイト中国は、中国のパートナーによって所有され、グローバルにつながりながら、ローカルに深く根ざした現地会社です。中国の30都市において2万人以上のプロフェッショナルを擁し、世界トップレベルの監査・保証、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザー、リスクアドバイザー、ビジネスアドバイザー、税務サービスをワンストップでお客様に提供しています。

デロイト中国は、誠実さをもってサービスを提供し、品質を維持し、革新に努めています。プロフェッショナルとしての卓越性、業界を超えた洞察力、インテリジェントなテクノロジーソリューションにより、様々な分野のクライアントやパートナーが機会を捉え、課題に取り組み、世界レベルの高品質な開発目標達成を支援します。

Deloitte（デロイト）ブランドは1845年に誕生し、1978年から使用する中国語名「德勤」は誠実さ、勤勉さ、卓越性を表しています。デロイトのメンバーファームのプロフェッショナルネットワークは、現在150以上の国や地域に広がっています。Deloitte（デロイト）は、「To make an impact that matters」という企業ミッションのもと、資本市場に対する社会の信頼を高め、顧客の变革と成功を支援し、人材を受け入れるために未来を迎える力を生かし、より強い経済、より公平な社会、持続可能な世界の実現に向けた道を切り拓いていきます。

Deloitte（デロイト）とは、デロイト トウシュ トーマツ リミテッド（「DTTL」）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または「Deloitte Global」）ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細については、<http://www.deloitte.com/cn/about> をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーファームであり、保証有限責任会社です。デロイト アジアパシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、バンガロール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、DTTL、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して「デロイトネットワーク」）のいずれも、これにより専門的なアドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を与える可能性のある意思決定をし、或いは何らかの行動をとる前に、プロフェッショナルのアドバイスを受けることをご提案いたします。

本資料における情報の真実性或いは完全性に対し、我々はいかなる（明示的或いは暗示的な）言及、保証と承諾をしないものとします。いかなるDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、従業員又は代理者は本資料に依拠することにより生じた如何なる直接的又は間接的な損失に対しては責任を負いません。